

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく浦安ベテルホームショートステイ（短期入所）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人聖隸福祉事業団が設置する浦安ベテルホームショートステイ（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの短期入所（以下「短期入所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な短期入所の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 短期入所の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な短期入所の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 短期入所の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 浦安ベテルホームショートステイ
- (2) 所在地 千葉県浦安市高洲九丁目3番2号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、厚生労働省令で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

- (1) 管理者 1名（医師兼務）

管理者は、従業者の管理、短期入所の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている短期入所の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 医師 1名以上（兼務）

医師は、利用者の健康管理及び事業所の保健衛生の管理を行う。

- (3) 看護師 5名以上（兼務）

看護師は、利用者の保健衛生及び看護業務を行う。

(4) 薬剤師 (委託)

薬剤師は、医師の指示に基づく調剤を行うと共に、利用者薬剤の与薬管理に関する業務を行う。

(5) 支援相談員 1名以上 (兼務)

支援相談員は、利用者の入退所、生活相談及び家族との連絡調整等を行う。

(6) 介護職員 11名以上

介護職員は、利用者の自立支援及び日常生活の介護、相談及び援助業務を行う。

(7) 管理栄養士 1名以上 (兼務)

管理栄養士は、事業所の給食管理、利用者の栄養管理を行う。

(8) 理学療法士・作業療法士 1名以上 (兼務)

理学療法士・作業療法士は、利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要なリハビリテーションを行う。

(9) 調理員 (委託)

調理員は、管理栄養士の指示に沿って給食業務を行う。

(10) 事務職員 1名以上 (兼務)

事務職員は、必要な事務を行う。

(種別)

第5条 事業所の種別は、空床利用型とする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、介護老人保健施設の当該日の実利用者数をその利用定員(100名)から差し引いた数とする。

(短期入所を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において短期入所を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者 (18歳未満の者を除く)

(2) 知的障害者 (18歳未満の者を除く)

(3) 精神障害者 (18歳未満の者を除く)

(4) 難病等対象者 (18歳未満の者を除く)

(短期入所の内容)

第8条 事業所で行う短期入所の内容は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴又は清しき

(3) 身体等の介護

(4) 機能訓練

(5) 生活相談

(6) 健康管理

(7) 送迎サービス

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定短期入所を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（以下「費用基準額」という。）の支払を受けるものとする。

3 前2項のほか、次に定める費用については、支給決定障害者等から徴収するものとする。

(1) 食事の提供に係る費用

(ア) 1日につき1,800円

(イ) 1食につき780円

(ウ) 2食につき1,240円

(エ) おやつ代100円

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等（低所得利用者とう。）に対して食事の提供を行った場合は、上記該当食材料費に加えて、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額（厚生労働大臣が定める額の百分の10）の支払いを受けるものとする。

(2) 居室に係る水光熱費 1日につき226円

(3) 日用品費の実費

(4) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、浦安市内とする。

(入居に当たっての留意事項)

第11条 利用者が指定短期入所を受ける際には、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(緊急時等における対応方法)

第12条 現に短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体

制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第14条 提供した短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した短期入所に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第11条第2項又は法第48条第1項の規定により千葉県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者またはその家族からの苦情に関して市町村又は、千葉県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、千葉県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法第83条（昭和26年法律第45号）に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

2 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する。

(身体拘束の適正化)

第16条 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

2 身体拘束等の適正化のための対策委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

3 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

4 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(感染症や災害への対応力の強化)

第17条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備

(ハラスメント対策)

第18条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（その他運営に関する重要事項）

第19条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（1）採用時研修 採用後3ヶ月以内

（2）継続研修 隨時

2 職員は、その業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、利用者に対する短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護を提供した日から5年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 聖隸福祉事業団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、1. 平成30年9月1日から施行する。

2. 2019年10月1日から施行する。

3. 2024年4月1日から施行する。